

意見書案第14号

沖縄の民意を尊重し辺野古の新基地建設を強行しないことを
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成30年12月18日

提出者
向日市議会議員 杉谷伸夫
〃 常盤ゆかり

賛成者
向日市議会議員 米重健男

沖縄の民意を尊重し辺野古の新基地建設を強行しないことを求める意見書

9月30日、辺野古への新基地建設の是非を最大の争点とした沖縄県知事選挙で、新基地建設反対を訴えた玉城デニー氏が大幅で新知事に選出されました。2014年の前回県知事選挙に続き、基地の県内移設に反対する沖縄県民の意志が明確に示されました。ところがその直後に、国は沖縄県による埋立承認撤回の効力を停止し、新基地建設にむけた工事を再開しました。

ここには民主主義と地方自治にとって見過ごすことのできない重大な問題があります。

1つは、明確に示された沖縄県民の民意を一顧だにせず、工事を再開したことです。来年2月には、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設の賛否を問う県民投票が実施される予定であり、新基地問題に絞った沖縄県民の意思がはっきり示されます。このような状況を何ら考慮することなく、問答無用に工事を進めるやり方は、民主主義ではありません。

2つめは、沖縄県による埋立承認撤回に対し、国が同じ国の機関に不服審査請求するという自作自演によってその効力を停止し、工事を再開したことです。「国民のための権利救済制度である行政不服審査法を乱用するものであり、法治国家にもとめるもの」（行政法学者110名の声明）です。国のこのような勝手なやり方が通用するならば、国は法を恣意的に解釈し、民主主義と地方自治は危機に瀕します。

当事者である沖縄県民の理解を得ないままに、辺野古への新基地建設工事を進めるようなことは、決してあってはなりません。

向日市議会はこの問題について、沖縄県民の民意と自己決定を尊重することを国に求めて、これまでに幾度か意見書を提出してきました。しかし沖縄県民に対する国の姿勢は、「民意の蹂躪」といえるものであり、とうてい看過できません。これは沖縄県のみならず、日本の民主主義と地方自治の根幹にかかわるものだと考えます。

そこで向日市議会は、国に対しあらためて下記のことを強く要請します。

記

1. 沖縄の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月18日

京都府向日市議会